令和８年度
第４回
岩手地方最低賃金審議会

日　　時　　令和８年８月３１日（月）午前１０時００分

会　　場　　盛岡第２合同庁舎　３階共用会議室

岩　手　労　働　局

― 次　　第 ―

開　　会

1　議　　題

（1）岩手県最低賃金専門部会における審議結果について

（2）岩手県最低賃金の改正決定について（金額審議、採決及び答申）

（3）特定（産業別）最低賃金改正決定の必要性の有無について（諮問）

（4）特別小委員会の設置及び委員の推薦について

（5）その他

閉　　会

令和８年度 第４回岩手地方最低賃金審議会出席者名簿

令和８年８月 31 日（月）午前 10 時～

場所：盛岡第２合同庁舎　３階共用会議室

区 分	氏　　名	所　　属　　等
公益代表委員	植　村　　亜季子	もりおか女性センター　副センター長
	郷右近　　勤	岩手日報社　執行役員論説委員会委員長
	近　藤　　信　一	岩手県立大学 教授
	齋　藤　　信　之	元岩手県労働委員会　事務局長
	横　山　　信　英	特定社会保険労務士　元岩手県社会保険労務士会会長
労働者代表委員	小　菅　　孝　広	ＪＡＭ青森岩手県連絡会　事務局長
	小　林　　斉	電機連合岩手地域協議会　事務局長
	佐々木　　正　人	日本労働組合総連合会岩手県連合会　副事務局長
	中　村　　大	日本労働組合総連合会岩手県連合会　副事務局長
	山　田　　清　秋	ＵＡゼンセン岩手県支部　支部長
使用者代表委員	小笠原　　徳	岩手県中小企業団体中央会　専務理事
	工　藤　　直　樹	岩手県商工会議所連合会　専務理事
	藤　田　　芳　男	岩手県経営者協会　専務理事
	松　川　　顕	盛岡ガス燃料（株）　専務取締役
	宗　形　　金　吉	岩手県商工会連合会　専務理事

五十音順

【 事　務　局 】

所　　属　　等		役　　職	氏　　名
岩手労働局		局　　長	川　又　　修　司
	労働基準部	労 働 基 準 部 長	小　川　　直　紀
		賃　金　室　長	髙　橋　　功　一
		賃 金 室 長 補 佐	畠　山　　剛
		賃　金　調　査　員	鈴　木　　千　春

審 議 会 資 料 一 覧

資料№１　岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業の最低賃金の改正決定を求める申出書

資料№２　岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業の最低賃金の改正決定を求める申出書

資料№３　岩手県百貨店，総合スーパーの最低賃金の改正決定を求める申出書

資料№４　岩手県自動車小売業の最低賃金の改正決定を求める申出書

資料№５　岩手県電子部品・デバイス・電子回路製造業の最低賃金の新設決定を求める申出書

資料№６　令和８年度業務改善助成金について

資料№７　中小企業・小規模事業者支援し、岩手県と全国の最低賃金を時給 1700 円以上に引き上げることを求める要請署名 204 筆
（岩手県労働組合連合会）

資料No.１

２０２６年 ７月 ２９日

岩手労働局長
　川又　修司　殿

岩手県釜[redacted]３－１５
基幹[redacted]本
委[redacted]
電話 0[redacted]０１９

岩手県北[redacted]３－７
ＪＡＭ[redacted]県
会[redacted]
電話 ０１９７－６５－７０９[redacted]

申　出　書

最低賃金法第１５条第１項の規定により、岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業最低賃金の改正決定を求める申し出を行うことに合意し下記の通り申し出る。

記

１．申し出る者が代表する基幹的労働者の範囲
　岩手県において、鉄鋼業Ｅ２２（2211、2251、2252、2291、2293、2299 は除く）、金属線製品Ｅ２４７、その他の金属製品製造業Ｅ２４９を営む使用者に使用される労働者１，６０６名

２．改正決定を申し出る最低賃金の件名
　岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業最低賃金

8.7.29

３．申し出の内容
　上記２．の最低賃金の改正決定を求めるものである。なお、最低賃金金額は、最低賃金法第１５条２項に基づく最低賃金審議会の決定による。

４．申し出の理由
　岩手県内組織労働者の最低賃金の労働協約を未組織労働者に拡張適用させ、賃金の最低額を保障することによる労働条件の向上を目的とする労働協約ケースでの申し出であり、申し出要件である賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者が３分の１以上（協約率は、６４５名÷１，６０６名×１００＝４０．２％）に達していることから法定最低賃金の改正を求めるものである。

　労働協約上の賃金の最も低い額　　１，２１５円／時間額
　現在適用されている法定最低賃金　　１，０７２円／時間額
※労働協約上の賃金の最も低い額については、東綱スチールコードの１，２１５円であるが、これは令和７年度分であり令和８年度分については今後締結予定（１，３１５円）。締結次第速やかに協定書を提出する。東綱スチールコードが令和８年度分（１，３１５円）を締結した場合、労働協約上の賃金が最も低い額については、産業振興の１，２４５円になる。

５．添付書類
①　労使の最低賃金に関する協定書（写）
②　申請に関する合意および申請代表者に対する委任書
③　岩手県における鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業の適用使用者と適用労働者の概数

岩手県における鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業最低賃金の

適用使用者と適用労働者の概数

（令和８年度）

産　業　分　類	適用使用者数	適用労働者数
鉄鋼業 E22（但し、2211、2251、2252、2291、2293、2299 を除く）、金属線製品 E247、その他の金属製品製造業 E249	４４名	１，６０６名

上記のうち最低賃金に関する労働協約の適用を受ける者の内訳

（令和８年７月１日現在）

事　業　所　名	組　合　名	労働協約の適用労働者数
１．日本製鉄株式会社 北日本製鉄所釜石地区	日本製鉄釜石労働組合	１９１名
２．産業振興株式会社 北日本事業所（釜石）	産業振興釜石労働組合	１７９名
３．日鉄テックスエンジ株式会社 北日本支店東北地区	日鉄テックスエンジ釜石労働組合	７７名 （組合員数　８１名）
４．東綱スチールコード株式会社	東京製綱労働組合北上支部	１９８名
合　計　　４事業所　６４５名		

〔補　足〕

○　労働協約ケースの申請に伴う申請適用労働者における労働協約率

$$\text{労働協約率} = \frac{\text{労働協約の適用労働者数　６４５名}}{\text{申請適用労働者数　１，６０６名}} \times 100 = 40.2\%$$

最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

岩手県において鉄鋼業、金属線製品製造業、その他の金属製品製造業を営む使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

（1）１８歳未満又は６５歳以上の者
（2）雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの
（3）清掃又は片付けの業務に主として従事する労働者

以　上

資料No.２

２０２６年７月２９日

岩手労働局長
　川又　修司　殿

[redacted]
岩手県北上市[redacted]－７
ＪＡＭ[redacted]連絡会
会　長　佐々木[redacted]

申　出　書

最低賃金法第１５条第１項の規定により、岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業の最低賃金の改正決定を下記のとおり申し出る。

記

１　申し出る者が代表する基幹的労働者の範囲
　岩手県において、岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業を営む使用者に使用される労働者　２，０４４名

２　改正決定を申し出る最低賃金の件名
　岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金

３　申し出の内容
　上記２の最低賃金の改正決定を求めるものである。

４　申し出の理由
　申し出ケースは、申し出産業における事業の公正な競争を確保することを目的として、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね３分の１以上（845 名÷2,044 名×100=41.3%）の合意をもって法定最低賃金の金額改正が必要であることを求めるものである。

　現在適用されている法定最低賃金　　１０５２円／時間額

５　添付書類
①岩手県における光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業の適用使用者と適用労働者の概況
②岩手地方産業別最低賃金公正競争ケース疎明資料
③最低賃金改定申請に関する決議書
④申請に関する申請代表者に対する委任書

＜添付書類①＞

岩手県「光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業」事業所数と労働者数の概況

産業小分類	事業所数	労働者数
光学機械器具・レンズ、時計・同部分品	３１	２，０４４名

上記の内、最低賃金の必要性に合意する者の内訳

	組合・事業所数	合意する者
必要性の決議	４組合・機関	８４５名
計	４事業所	８４５名

合意する者の事業所別内訳

改正の必要性に関する機関決議

	事業所名	組合名・団体名	適用労働者
1	盛岡セイコー工業（株）	セイコー労働組合盛岡支部	４７４名
2	シチズン時計マニュファクチャリング(株)	シチズン労働組合東北支部	１６６名
3	遠野セイコー（株）	遠野セイコー㈱従業員会	８１名
4	二戸セイコー（株）	二戸セイコー㈱親睦会	１２４名
		合計	８４５名

資料No.3

令和8年7月28日

岩手労働局長
川又　修司　殿

[redacted]

申　出　書

最低賃金法第１５条第１項の規定により、岩手県百貨店、総合スーパー最低賃金の改正決定を求めることを下記の通り申し出る。

記

１．申し出る者が代表する基幹的労働者の範囲
岩手県において、百貨店、総合スーパー業を営む使用者に使用される労働者2,295名

２．改正決定を申し出る最低賃金の件名
岩手県百貨店、総合スーパー最低賃金

３．申出の内容
上記２．の最低賃金の改正決定を求めるものである。最低賃金額については、最低賃金法第１５条２項に基づく岩手県地方最低賃金審議会の決定によるものとする。

４．申出の理由
岩手県内の組織労働者の最低賃金の労働協約を未組織労働者に拡張適用させ、労働条件の向上を目的とする労働協約ケースによる申し出であり、申し出要件となる賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者が基幹的労働者の３分の１以上に達していることから法定最低賃金の改正を求めるものである。

労働協約上の最低賃金の最も低い額　　１，１０４円
現在適用されている法定最低賃金　　岩手県最低賃金１，０３１円
（百貨店、総合スーパー特定最賃８００円）

５．最低賃金の適用を受ける基幹的労働者の範囲
岩手県において、百貨店、総合スーパー業を営む使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
（１）　１８歳未満および６５歳以上の者
（２）　雇入れ後６か月未満の者であって、技能習得中の労働者
（３）　清掃または片付けの業務に主として従事する労働者

8.7.28

6．添付資料

（1）岩手県における百貨店、総合スーパーの労働協約適用労働者数と労働協約上の最低賃金額（資料１）

（2）申請代表者に対する委任書

（3）労使の最低賃金に関する労働協約（協定書等）

以上

資料１

岩手県における百貨店、総合スーパーの適用使用者と適用労働者数

適用使用者数	１９人	適用労働者数	２，２９５人

１．最低賃金に関する労働協約の適用を受ける者の内訳

事業所名/住所	組合名	労働協約の適用労働者数		雇用労働者総数
		正社員(月給)組合員	時間給組合員	
イオンスタイル江刺 奥州市江刺八日町 1-9-48-1	イオン東北労働組合	8	１０１	１０９
イオン一関店 一関市山目泥田 89-1	イオン東北労働組合	３６	１３１	１７４
イオン江釣子店 北上市北鬼柳 19-68	イオン東北労働組合	３７	１２１	１６２
イオン盛岡店 盛岡市前潟四丁目７番１号	イオン東北労働組合	３６	２０７	２５９
イオンスタイル盛岡南店 盛岡市本宮 7-1-1	イオン東北労働組合	５２	２２５	２９６
イオン前沢店 奥州市前沢向田 2-85	イオン東北労働組合	１７	１２８	１７６
ｽｰﾊﾟｰｾﾝﾀｰ盛岡渋民店 盛岡市渋民鶴飼 20-１	イオン東北労働組合	１５	１２０	１５４
ｽｰﾊﾟｰｾﾝﾀｰ紫波古舘店 紫波町高水寺字古屋敷 16-1	イオン東北労働組合	4	５６	７０
ｽｰﾊﾟｰｾﾝﾀｰ金ヶ崎店 金ヶ崎町三ケ尻荒巻 165	イオン東北労働組合	１５	１２０	１４６
ｽｰﾊﾟｰｾﾝﾀｰ水沢桜屋敷店 奥州市水沢字桜屋敷西 28-10	イオン東北労働組合	9	７２	８６
ｽｰﾊﾟｰｾﾝﾀｰ一関店 一関市狐禅寺字石ノ瀬 11-1	イオン東北労働組合	２１	１３３	１６２
ｽｰﾊﾟｰｾﾝﾀｰ釜石店 釜石市港町 2-1-1	イオン東北労働組合	9	７４	８７
ｽｰﾊﾟｰｾﾝﾀｰ陸前高田店 陸前高田市米崎町川崎 226	イオン東北労働組合	9	７８	９３
小計		２６８	１，５６６	１，９７４
合　計　　１３事業所　１，８３４名				

＜労働協約の適用労働者率＞

岩手県百貨店、総合スーパー適用労働者に占める労働協約適用労働者率

$$\frac{\text{労働協約の適用労働者数}\quad 1,834\text{名}}{\text{適用労働者数}\quad 2,295\text{名}} \times 100 = 79.9\%$$

２．労働協約（労使協定等）の最低賃金額

組織名	正社員（月給）組合員			時間給組合員
	月給	1ヵ月の労働時間	時間給	
イオン東北労働組合	190,000円	160時間	1,187円	1,104円

以上

資料No.４

2026年7月27日

岩手労働局長
川又　修司　殿

自動車総連岩手地方協議会
議長　豊嶋　昌[redacted]

申出書

最低賃金法第15条の1の規定により、岩手県自動車小売業の最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1．申出する者が代表する基幹的労働者の範囲
　岩手県において自動車小売業（除く二輪自動車小売業）を営む使用者に使用される労働者　6，395名

2．改正の決定を申し出る最低賃金の件名
　岩手県自動車小売業最低賃金

3．申出の内容
　上記2の最低賃金の改定を求める。尚、最低賃金は最低賃金法第15条の2に基づく岩手県地方最低賃金審議会の決定による。

4．申出の理由
（1）申し出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の合意を持って、法定最低賃金の決定を求めるものである。
（2）申し出産業は労働者数、販売額からみて地域社会の賃金秩序に与える影響が大きく雇用、消費等地域経済においても重要な役割をはたしている。
（3）現在適用されている法定最低賃金　＝　1，068円／時間

5．添付書類
（1）労使協定の写し
（2）機関決定の写し
（3）申し出合意書及び委任状
（4）それぞれの合意の効力の及ぶ労働者又は使用者の範囲とその数及び当該地域内の同種の労働者の概数を記した書面
（5）疎明資料

以上



添付書類

岩手県における自動車小売業の事務所数と労働者の概要及び合意の効力の及ぶ労働者の範囲

1.岩手県における自動車小売業の事務所数と労働所の概数

産業小分類	事務所数	労働者数
自動車小売業	591　事業所	6395　人

2.1のうち最低賃金の必要性に合意する労働者数

合意のケース	事業所数	労働者数
労使協定	3　事業所	385　人
機関決定	12　事業所	1547　人
合計	15　事業所	1932　人

3.2の合意するものの内訳

(1)賃金の最低額の定めに関する労使間の協定、申し合わせ等の適用労働者数の内訳

	当事者名称		適用労働者数	時給
	事業所等名称	労働組合等名称		
1	㈱ホンダモビリティ東北	ホンダ販売労働組合ホンダモビリティ東北支部	109人	1,318
2	岩手ダイハツ（株）	岩手ダイハツ労働組合	155人	1,252
3	スバル東北（株）	全国スバル販売労働組合スバル東北支部	121人	1,243
計	3事業所	3組合	385人	

(2)最低賃金を設定することが必要であるとの機関決定が行われている労働組合の内訳

	機関決定を行った団体	構成員数	時給
1	いすゞ自動車東北労働組合	147人	1,248
2	岩手三菱ふそう自動車販売労働組合	133人	1,201
3	東北マツダ労働組合岩手支部	60人	1,171
4	カローラ南岩手労働組合	94人	1,152
5	岩手トヨペット労働組合	295人	1,134
6	岩手トヨタ労働組合	198人	1,134
7	ネッツトヨタ岩手労働組合	136人	1,134
8	岩手マツダ労働組合	18人	1,103
9	岩手三菱自動車労働組合	132人	1,081
10	ホンダカーズ岩手中央労働組合	61人	1,079
11	スズキ販売労働組合自販岩手支部	130人	1,073
12	トヨタカローラ岩手労働組合	143人	1,069
計	12組合	1547人	

新設申出

資料No.５

申　出　書

8.7.29

全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会

岩　手　地　域　協　議　会

岩手労働局　局長　　川又　修司　様

令和８年[redacted]

岩手県北上市鍛冶[redacted]

全日本電機･電子･情報関連産業労働組合連合会岩手[redacted]

議　長　[redacted]

申　　出　　書

最低賃金法第15条1項の規定により、岩手県電子部品･デバイス･電子回路製造業の最低賃金の新設の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

岩手県内において、電子部品･デバイス･電子回路製造業を営む使用者に使用される労働者 8,071 名。

2. 新設決定を申し出る最低賃金の件名

岩手県電子部品･デバイス･電子回路製造業の最低賃金。

3. 申し出の内容

上記2の最低賃金の新設の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申し出の理由

(1) 申し出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1の合意をもって、法定最低賃金の金額改正を求めるものである。

(2) 申し出産業は、販売額、労働者数などから見ても、県内の賃金秩序に与える影響が大きいだけではく、雇用、消費などの地域経済においても重要性をもつこと。また、本産業で働く全ての労働者、とくに非正規労働者を含む中小零細規模事業所に働く未組織労働者の賃金の底支えに大きな役割を果たし、事業の公正競争を確保し、中･長期的に電機産業の発展と雇用安定に大きく寄与するものと確信している。

(3) 現在適用されている岩手県における電子部品･デバイス･電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業では 197 の適用事業所数があり労働者の意見反映が難しい状況であった。電子部品･デバイス･電子回路の産業分類 107 事業所に特化し細分化した形で新設する事で、現状の岩手県内におけるものづくり産業の方向に合わせた体組みで賃金改善を行っていく。そこに従事する労使ともに生産性向上への取り組みが、県内企業の発展へ大きく寄与するものであり、未組織労働者の大幅な賃金改善が必要であると考える。

5. 添付資料

添付資料1. 岩手県における電子部品･デバイス･電子回路製造業の事業所数と労働者数の概数及び合意の効力の及ぶ労働者数。

添付資料2. 賃金の最低額に関する労使協定、覚書。

添付資料3. 最低賃金金額改正の必要性の決議書。

添付資料4. 申出代表者に対する合意委任書。

6. 疎明資料

①産業別･企業規模別･男女別現金給与、所定内給与額の格差一覧表。

②短時間パート労働者の1時間あたり所定内給与額。

③事業所別 18 歳最低賃金と岩手県電気機械器具製造業との賃金格差 一覧。

④全国電気機械器具製造業最低賃金推移表。

以上

添付資料1

岩手県における電子部品・デバイス・電子回路製造業の事業所数と労働者数の概数及び合意の効力の及ぶ労働者数

【添付資料 1 】

岩手県における電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の事業所数と労働者数の概数および、合意効力の及ぶ労働者数

1. 岩手県における電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の事業所数と労働者数

(岩手労働局労働基準部賃金室データより)

適用事業所数	107
適用労働者数	8,071

上記のうち最低賃金必要性に合意する者の内訳

(2026年7月現在)

合意のケース	事業所数	合意者数
労使協定適用	7	3,550 人
必要要請の機関決議	8	2,157 人
合　計	15	5,707 人

2.合意する者の事業所別内訳

1)労使協定適用労働者数…… 3,550 人

		組　合　名	適用労働者数
1	キオクシア岩手株式会社	キオクシア岩手労働組合	1,209 人
2	(株)ジャパンセミコンダクター岩手事業所	ジャパンセミコンダクター労働組合岩手支部	601 人
3	ケミコン東日本(株)岩手工場	ケミコン東日本労働組合岩手支部	243 人
4	(株)後藤製作所	後藤製作所労働組合	146 人
5	(株)ゼネラルデバイスソリューションズ	ゼネラル労働組合一関支部	105 人
6	(株)アムコーテクノロジージャパン北上地区	アムコーテクノロジージャパン労働組合北上支部	75 人
7	(株)デンソー岩手	デンソー岩手労働組合	1,171 人

2)必要性の機関決議…… 2,157 人

	事 業 所 名	組　合　名　等	適用労働者数
1	アイシン東北(株)	アイシン東北労働組合	331 人
2	ニチコン岩手(株)	ニチコン岩手労働組合	329 人
3	(株)岩手村田製作所盛岡工場	社員会	125 人
4	(株)岩手村田製作所久慈工場	社員会	139 人
5	TDKエレクトロニクスファクトリーズ(株)北上工場	TDK UNION第1本部及びTEF北上支部	769 人
6	(株)エフピー	(株)エフピーで働く従業員	336 人
7	日精電機株式会社花巻工場	日精電機株式会社花巻工場従業員会	67 人
8	岩手ニッカン株式会社	岩手ニッカン株式会社従業員会	61 人

資料№６

厚生労働省
岩手労働局

Press Release

厚生労働省岩手労働局発表
令和８年８月２８日（金）

【照会先】
岩手労働局雇用環境・均等室
室　　長　井嶋　俊幸
助成金主任　砂子田　浩介
電話　０１９－６０４－３０１０

報道関係者　各位

令和８年度「業務改善助成金」について
ー令和８年９月１日から受付を開始しますー

岩手労働局では、令和８年９月１日から「業務改善助成金」の交付申請の受付を開始します。

本助成金は、中小企業・小規模事業者が、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を50円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

令和８年度の交付申請期間は、令和８年９月１日から岩手県最低賃金発効日の前日又は令和８年１１月３０日までのいずれか早い日までです。

詳細は厚生労働省ホームページをご確認ください
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/03.html

厚生労働省HP

○申請に関してご不明な点がございましたら、業務改善助成金コールセンターまでお問合せください。

問い合わせ先　　電話番号：０１２０－３６６－４４０
受付時間：平日９：００～１７：００

○岩手働き方改革推進支援センター（令和８年度厚生労働省委託事業）において、専門家が最低賃金の対応や就業規則の見直しをはじめとした、働き方改革の相談に無料で対応しておりますのでご活用ください。

働き方センターHP

岩手働き方改革推進支援センターのホームページをご確認ください。
https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/iwate/

問い合わせ先　　電話番号：０１２０－５７６－０７３

令和８年度業務改善助成金のご案内

業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を50円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金の引上げ計画 ＋ **設備投資等の計画**（機械設備導入やコンサルティングなど） → 計画の承認と実施 → **業務改善助成金を支給（最大６００万円）**

※ 事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、**交付決定後**に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

対象事業者・申請の単位

- **中小企業・小規模事業者**であること（大企業と密接な関係を有する企業（みなし大企業）でないこと）
- **事業場内最低賃金が、令和８年度地域別最低賃金未満**であること
- 解雇、賃金引き下げなどの**不交付事由がないこと**



申請期限と賃金引上げの期間

申請期間	賃金引上げ期間	事業完了期限
令和８年９月１日～ 申請事業所の都道府県において適用される地域別最低賃金の発効日の前日又は同年11月30日のいずれか早い日	令和８年９月１日～ 申請事業所に適用される地域別最低賃金発効日の前日	交付決定年度の１月31日

助成金額の計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に助成率（４／５又は３／４）をかけた金額と助成上限額とを比較し、**いずれか安い方の金額**となります。

賃金引上げに当たっての注意点

- 地域別最低賃金の発効に対応して事業場内最低賃金を引き上げる場合、**発効日の前日まで**に引き上げていただく必要があります。
- 引上げ後の事業場内最低賃金額と同額を就業規則等に定めていただく必要があります。
- 複数回に分けての事業場内最低賃金の引上げは認められないので、ご注意ください。
- 引き上げる対象労働者は、週所定労働時間が20時間以上の雇用保険加入者が対象となります。

参考ウェブサイト

- **厚生労働省ウェブサイト「業務改善助成金」**
 最新の要綱・要領やQ&A、申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例集などを掲載しています。

業務改善助成金 検索

お問い合わせ

ご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 9:00～17:00）

交付申請書等の提出先は岩手労働局 雇用環境・均等室です



中小企業・小規模事業者の皆さまへ

こんなお悩みありませんか？



- ☑「働き方改革」で何から手を付けたら良いか分からない。
- ☑ 最低賃金が上がっているので、どう対応したらよいか知りたい。
- ☑ パートタイマーと正社員の賃金等を見直したい。（同一労働同一賃金）
- ☑ 残業を減らしたい。
- ☑ いろいろな助成金があるが、使い方が分からない。
- ☑ 就業規則を見直したい。
- ☑ 36協定の作り方を知りたい。
- ☑ 働き方の選択肢を増やしたい。
 - ・多様な正社員制度
 - ・選択的週休3日制
 - ・勤務間インターバル制度

※これらは相談の一例です



＼ぜひ／ 働き方改革推進支援センターにご相談ください！

労務管理等の専門家が**全支援無料**で以下の支援を行っています。

コンサルティング

ご希望日に専門家が貴社を訪問またはオンライン対応にて課題解決に向けた支援を行っています。

個別相談

電話・メール・来所による個別相談を行っています。

セミナー開催 講師派遣

全体説明や個別テーマなど、ご要望に応じたセミナーを行っています。

岩手働き方改革推進支援センター

〒020-0024　岩手県盛岡市菜園１－３－６農林会館505号室

受付時間　平日　9:00～17:00

TEL　0120-576-073　　FAX　050-1871-1841

MAIL　iwate@workstylereform.net

WEB　https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/iwate/

岩手働き方改革推進支援センター　検索



令和8年度 厚生労働省委託事業
中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業
受託者：全国社会保険労務士会連合会

令和8年4月1日作成版

中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業

岩手働き方改革推進支援センター
専門家による無料相談 FAX申込書

FAX番号
050-1871-1841

メール・電話でもお申し込みいただけます。

申込日:　　年　　月　　日

会社名 事業所名			
業種		**従業員数**	名 （うち非正規雇用労働者　　名）
所在地	〒　　-		
ご担当者氏名		**担当部署/役職**	
電話番号		**メールアドレス**	
相談希望日時 ※お申し込みいただいた後、専門家の選定・日程調整を行います。	第1希望　　月　日　時から 第2希望　　月　日　時から ☐ 専門家と後日日程調整を希望する		
相談内容 （複数選択可）	☐ 働き方改革で何から手を付けたら良いか分からない ☐ 長時間労働の是正 ☐ 同一労働同一賃金 ☐ 生産性向上（業務効率化・IT活用） ☐ 多様な働き方の実現（多様な正社員・勤務間インターバル・週休3日制） ☐ 人手不足解消に向けた雇用管理改善 ☐ 外国人、高齢者の雇用 ☐ 給与体系、就業規則の見直し ☐ 人材育成・教育訓練 ☐ 育児・介護休業規定の整備 ☐ ハラスメント対策 ☐ 女性の活躍推進 ☐ テレワーク勤務の導入 ☐ 補助金・助成金制度の活用 ☐ その他（　　）		
専門家相談を知ったきっかけ	☐ 労働局からの紹介 ☐ ハローワークからの紹介 ☐ 厚生労働省HP（働き方改革特設サイト） ☐ 過去にセンターを利用したことがある ☐ よろず支援拠点からの紹介 ☐ 知人・取引先企業からの紹介 ☐ その他（　　）	☐ 労働基準監督署からの紹介 ☐ 商工会議所・商工会からの紹介 ☐ 労働局HP ☐ 金融機関からの紹介 ☐ 案内ポスター・チラシ	

お問い合わせ先
岩手働き方改革推進支援センター　〒020-0024 岩手県盛岡市菜園1-3-6 農林会館505号室
TEL:0120-576-073　MAIL:iwate@workstylereform.net
※ ご記入いただいた情報は当センターが厳重に管理し、本事業の目的以外では使用しません。

事業主の皆さまへ

賃金引き上げの支援策

厚生労働省は事業主の皆さまの賃上げを支援しています

業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、**設備投資等を行った中小企業等**に、その費用の一部を助成します。
中小企業で働く労働者の賃金引き上げのための生産性向上の取り組みが支援対象（※）です。
※申請前の賃金引き上げ、交付決定前の設備投資は対象となりません。

活用例 事業場内最低賃金労働者3人の時給を70円引き上げた場合、設備投資にかかった費用に対し最大100万円が助成されます。

賃上げコース区分	助成上限額
50円コース	30～130万円
70円コース	40～300万円
90円コース	90～600万円

活用のポイント　賃上げ＋設備投資

- 賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画の作成が必要
- 中小企業が利用可能
- 助成額は、賃金の引き上げ額、引き上げ労働者数等によって決定
- 交付決定を受けた後に設備投資等を行う

キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を**3％以上増額**改定し、その規定を適用させた場合に助成します。
パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。

活用例 中小企業が賃金規定等を5％増額改定し、10人の有期雇用労働者の賃金引き上げを実施した場合、65万円が支給されます。

非正規雇用労働者の賃上げ率の区分	助成額（1人当たり）
3％以上4％未満の場合	4万円(2.6万円)
4％以上5％未満の場合	5万円(3.3万円)
5％以上6％未満の場合	6.5万円(4.3万円)
6％以上の場合	7万円(4.6万円)

活用のポイント　非正規雇用労働者の賃上げ

- 賃金規定等の増額改定に関するキャリアアップ計画の作成が必要
- 中小企業、大企業どちらも利用可能
- 原則、事業所内全ての非正規雇用労働者の賃金規定等を改定する必要あり
- 改定にあたり職務評価を活用した場合、昇給制度を新たに規定した場合は助成額を加算

（※）括弧内の金額は、大企業の場合の助成額。1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人。

働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

活用例 建設業の事業場が設備投資等を実施して、36協定で設定する時間外・休日労働時間数の上限を引き下げた場合等に、設備投資等にかかった費用に対し最大25～550万円が助成されます。

コース区分	助成上限額		
	基本部分	加算	
		賃上げ	割増賃金率
業種別課題対応コース（※1）	25～550万円	6～360万円（※2）	25～100万円
労働時間短縮・年休促進支援コース	25～200万円		
勤務間インターバル導入コース	50～150万円		

活用のポイント　労働時間削減等の取組（賃上げ・割増賃金率）＋設備投資等

- 労働時間削減等の取組計画の作成が必要
- 中小企業や中小企業が属する団体が利用可能
- 助成額は、成果目標の達成、賃金の引き上げ額、賃金を引き上げた労働者数等により決定
- 交付決定を受けた後に設備投資等を行う

（※1）建設業の場合
（※2）常時使用する労働者数が10人以上30人以下の場合は、5％以上の賃上げに係る加算額は2倍になります。
また、常時使用する労働者数が10人未満の場合は、5％以上の賃上げに係る加算額は2.5倍になります。
（※3）別途団体向けのコースあり。

人材開発支援助成金

職務に関連した**専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練**等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

活用例 中小企業事業主が、正規雇用労働者1人につき、10時間の訓練（※1）（訓練経費10万円）を受講させ、訓練終了後、訓練受講者の賃上げ（※2）を行った場合、7万円が支給されます。

（※1） 人材育成支援コース（人材育成訓練）の場合
（※2） 5%以上の賃上げ又は資格等手当を就業規則等に規定し、訓練受講者に実際に資格等手当を支払い3%以上賃金を上昇させた場合

区分（※）	賃上げした場合の助成率・額
①賃金助成額	労働者1人1時間あたり 500円・1000円
②経費助成率	訓練経費の45%～100% ※制度導入に係る助成の場合は、 24万円・36万円
③OJT実施助成額	1人1コースあたり 12万円～25万円

（※3） 訓練コース・メニューによって上記区分①～③のいずれが支給されるか異なります（①～③全てが支給される場合もあれば②のみとなる場合もあります。）。

活用のポイント **職業訓練＋経費助成等（訓練終了後の賃上げ等加算）**

- 職業訓練実施計画を作成し、訓練開始前に労働局への提出が必要。計画に沿って訓練を実施した後、申請
- 10時間以上のOFF-JTによる訓練等が対象
- 中小企業、大企業どちらも利用可能
- 助成額は、訓練内容、企業規模により決定

人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）

人材確保のために**雇用管理制度**（賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度）の導入や**雇用環境の整備**（従業員の作業負担を軽減する機器等の導入）により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

活用例 複数の雇用管理制度や作業負担を軽減する機器等を導入し、賃上げを行った場合、最大325万円が支給されます。

区分	助成額・助成率（※1・2）
①賃金規定制度 ②諸手当等制度 ③人事評価制度	50万円（40万円）
④職場活性化制度 ⑤健康づくり制度	25万円（20万円）
⑥作業負担を軽減する機器等	導入経費の62.5%又は75% （50%）

活用のポイント **雇用管理改善の取り組み（賃上げ加算）**

- 雇用管理制度又は従業員の作業負担を軽減する機器の導入計画の作成、実施後の離職率の低下が必要
- 原則、中小企業、大企業どちらも利用可能（※）
- 助成額は、雇用管理制度・導入機器に応じて決定
- 対象労働者の賃上げで、助成額を加算

（※） 賃金規定制度は中小企業のみ利用可能

（※1）括弧内の金額は、賃上げを行った場合以外の助成額又は助成率。
（※2）①～⑤を複数導入した場合の上限額は100万円（80万円）。⑥を導入した場合の上限額は225万円（150万円）。

より高い処遇への労働移動等への支援

早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース、中途採用拡大コース）

- **雇入れ支援コース**：事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を早期に無期雇用で雇入れ、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。
- **中途採用拡大コース**：中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用率を一定以上拡大させ、雇い入れた中途採用者について、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）

- 在籍型出向により労働者をスキルアップさせ、復帰後の賃金を復帰前と比較し5%以上増加させた場合に、出向元・出向先双方の事業主に対して助成（上限額8,870円／1人1日あたり（1事業主あたり1,000万円））します。

支援策の詳細はHPをチェック

厚生労働省HP
「賃上げ」支援助成金パッケージ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/package_00007.html

（R8．4）

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

資料No.７

２０２６年８月２８日

中小企業・小規模事業者支援し、岩手県と全国の最低賃金を時給１７００円以上に引き上げることを求める要請署名

２０４筆

１９７６筆提出済み

岩手県労働組合連合会（いわて労連）

〒020－0015　岩手県盛岡市本町通2丁目1番36号浅沼ビル５Ｆ

Tel 019-625-9191　　Fax　019-654-5092

中小企業・小規模事業者を支援し、岩手県と全国の最低賃金を時間額１７００円以上に引き上げることを求める要請署名

岩手地方最低賃金審議会 会長　殿
岩 手 労 働 局 長　殿
中央最低賃金審議会 会長　殿
厚 生 労 働 大 臣　殿

■ 要 請 趣 旨 ■

連続する物価高騰と実質賃金の低下により、労働者の生活苦や貧困が広がっています。

岩手県の現在の最低賃金額は時間額１０３１円です。これで１か月働いた賃金は１４万８５６７円です（岩手県毎月勤労統計調査・令和６年度月平均労働時間は１４４．１時間）。ここから税金や社会保険料などが引かれます。また家賃、水光熱費などの支払い、奨学金の返済などが加われば、とても生活できるような水準ではありません。抜本的な引き上げが求められています。

また全国の最低賃金は各都道府県で金額が違います。最高の東京都は現在１，２２６円で、岩手県との差は１９５円です。１か月あたり２万８１００円、年３３万７１９４円もの差になります。この賃金格差は若者などが首都圏や大都市に流出する一因ともなっています。

私たちが全国で取り組んでいる「最低生計費試算調査」では、１人の若い労働者が自立して人間らしく暮らすには全国どこでも概ね月額２７万円、時間額１７００円以上が必要であり、都市部と地方の差はほとんどないことが明らかになりました。都道府県ごとに金額が違うという現在の制度を改めて、全国一律の制度にすること、そして、その水準もせめて時間額１７００円以上にすることが求められています。

盛岡市在住の25歳単身男性の「最低生計費」（2026年5月現在）は、月額28万6363円（税込み）、最低賃金額は1648円（173.8時間）～1909円（150時間換算）となりました。

最低賃金を引き上げるためには、地方の経済を支える主役である中小企業・小規模事業者への支援が不可欠です。社会保険料・税の減免や、人件費、原材料費、エネルギーコストの上昇分が適切に価格に反映される仕組みの整備などが求められています。

最低賃金を引き上げることは、貧困や生活苦をなくし、さまざまな困難を抱える岩手県の地域経済を守り、活性化させる上で大きな力となるものです。

■ 要 請 項 目 ■

1. 最低賃金の地域間格差を解消し、岩手県と全国の最低賃金を時間額１７００円以上に引き上げること。
2. 最低賃金法の生存権保障の観点から、従前どおり法定発効としてただちに発効すること。
3. 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小企業・小規模事業者への支援を抜本的に強化し、人件費、原材料費等の上昇分が適切に価格に反映される仕組みを国に求めること。

氏　名	住　所
高橋 [redacted]	岩手県 大船渡市 [redacted]
藤野 [redacted]	岩手県 一関市 [redacted]
矢作 [redacted]	岩手県 一関市 [redacted]
昆野 [redacted]	岩手県 一関市 [redacted]
綠川 [redacted]	岩手県 一関市 [redacted]

※ この署名用紙は、関係行政庁への要請以外の目的に個人情報が利用されることは一切ありません

【取扱団体】　岩手県労働組合連合会（いわて労連）　・　国民春闘岩手県共闘会議